

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和5年4月1日

遠軽町長 佐々木 修



記

## 1 対象地区名（地区内集落名）

遠軽地区（遠軽・北生田原・南生田原・丸瀬布・白滝）

## 2 作成年月日

平成24年12月3日

## 3 直近の更新年月日

令和5年4月1日

## 4 対象地区の現状

(1)地区内の耕地面積 7,710ha

(2)アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕地面積の合計 5,818ha

(3)地区内における70歳以上の農業者の耕作面積の合計 183ha

うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計 162ha

うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計 0ha

(4)地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 678ha

## 5 対象地区の課題

農家子弟による経営継承は概ね円滑に行われているが、中心経営体92経営体のうち65歳以上の割合が14.1%（13経営体）で、そのうち後継者不在が半数以上を占めている。更に比較的大規模な経営体の離農が予想されることから規模拡大が飽和状態になりつつある農地等の受け手となる担い手は十分とは言い難い。

## 6 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

離農等の受け手として、急速に規模拡大が進んだことにより耕作地が広範囲に分散されている傾向にあることから、農地中間管理機構等を有効活用した農地集約を計画的に行い、円滑な状態での担い手への農地の集積集約化を図る。

## 7 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

(1)農地の貸付等の意向

聞き取り調査等を強化し、早い段階で出し手の意向確認を行い、併せて受け手の確保に取り組む。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農地中間管理事業を重点的に実施する区域の設定に係る取組方針に基づき機構の有効活用を図る。

(3) 基盤整備への取組方針

農地耕作条件改善事業等を計画的に実施し、営農飲雑用水の整備を含めた生産効率の向上を図る。

(4) 作物生産に関する取組方針

緑肥対策を推進するなかで輪作体系の確立を図り、地力の増進と反収の向上に努める。

(5) 鳥獣被害防止対策への取組方針

計画的な捕獲、侵入防止柵の整備等により野生鳥獣による農作物への被害軽減と捕獲鳥獣の有効利用に取り組む。

(6) 災害対策への取組方針

関係機関の情報共有等の連絡体制を強化し、災害時の迅速な対応に努める。

**8 農地の貸付け等の意向**

貸付け	0筆	0 m <sup>2</sup>
作業委託	0筆	0 m <sup>2</sup>
売買	117筆	740,014m <sup>2</sup>

**9 今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況**

法人経営体：18経営体

個人経営体：67経営体